

東北地方太平洋沖地震を受けた食品表示の運用について

消費者庁等は、東北地方太平洋沖地震を受けた食品表示の運用について、当分の間、次のような特例措置を講じる旨発表している。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が最重要課題となっています。このため、食品表示について以下の対応を行っておりますので、震災地域への食料の円滑な供給にご協力をお願い申し上げます。（消費者庁）。

1. JAS法の運用について

JAS法では、無償供与など販売以外の授与が行われる飲食料品について、義務表示の対象としておりませんが、震災地域で販売される飲食料品についても、震災地域への食料の円滑な供給を最優先するため、当分の間、取締りの対象としないこととしております。

（参考：農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/hyouji_kansi.html）

2. 食品衛生法に基づく表示基準の運用について

食品衛生法では、販売・授与する食品について、公衆衛生上の見地から表示義務を課していますが、震災地域で販売・授与される食品については、当分の間、取締りを行わないこととしております。

なお、他のパッケージを転用するなど、表示が食品の内容と異なる場合には、被災地の消費者に誤認を与えることのないようにしてください。

（消費者庁では、食品衛生法に基づく食品表示につき、震災地域で販売・授与される食品について、個別の事案ごとに公衆衛生が十分に確保されると判断される場合においては、当分の間、義務表示事項の全てが表示されていなくても取締りの対象としないとのことです。）

（参考：消費者庁 <http://www.caa.go.jp/jisin/110318syokuhin.html>）

3. 製造所固有記号の表示の運用について

製造所固有記号の取扱いの特例として、平成23年4月30日までに製造する食品（添加物）については、新たな記号を届け出なくても、様式をFAXにて消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、被災地の工場（製造所）で使用していた記号を同じ製造者の他の工場（製造所）に例外的に使用できることとしております。

（参考：消費者庁 <http://www.caa.go.jp/jisin/110318syokuhin.html>）

日本缶詰協会が農林水産省を通じて照会した結果、このほか次の材質表示については食品缶詰が法の対象外品目なので取り締まり対象品目ではないことを確認している。

- ・ 材質表示：表示と異なる材質の材料が使用された場合（例えば缶胴表示が「ふた・アルミ」と表示されており、実際のふた材がスチールであった場合。）。

農林水産省、消費者庁より公表された特例措置連絡文書は次の通り。

平成23年3月14日
23消安第9810号

各都道府県JAS法担当課長殿

農林水産省消費・安全局表示・規格課長

東北地方太平洋沖地震を受けたJAS法の運用について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が最重要課題となっている。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）においては、

- ① 無償供与など販売以外の授与が行われる飲食料品について、表示義務の対象としていないところであるが、
- ② 震災地域で販売される飲食料品についても、震災地域への食料の円滑な供給を最優先するため、当分の間、取締りの対象としないこととするので、震災地域への食料の円滑な供給方よろしく願います。

消食表第120号
平成23年3月18日

各衛生主管部（局）長殿

消費者庁食品表示課長
（公印省略）

東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が特に緊急の課題となっていることにかんがみ、標記の件については、平成23年3月16日付け消食表第112号（食品衛生法に基づく表示基準の運用について、公衆衛生が十分に確保されると判断される場合には、被災地で販売される食品について、必ずしも義務表示事項のすべてが表示されていなくても、当分の間、取締りの対象としなくても差し支えない旨の消費者庁から通知が出ています。3/16消費者庁食品表示課長通知「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について」）において通知したところではあるが、当分の間、震災地域で販売・授与される食品について取締りを行わなくても差し支えないこととするので、その旨ご了承ください。

なお、公衆衛生の確保には、引き続きご配慮願いたい。

消食表第114号
平成23年3月17日

各(都道府県, 保健所設置市, 特別区) 衛生主管部(局)長 殿

消費者庁食品表示課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震を受けた製造所固有記号の表示の運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、食料の円滑な供給が最重要課題となっていることから、製造所固有記号の取扱いの特例として、平成23年4月30日までに製造する食品(添加物)については、新たな記号を届け出なくても、別添届出様式を用いてFAX(FAX番号:03-3507-9292)により消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、被災地の工場(製造所)で使用していた記号を他の工場(製造所)に例外的に使用できることとしたので、御承知願いたい。

暫定(平成23年4月30日まで)

様式第1号(東北地方太平洋沖地震に伴う暫定使用届出用)

年 月 日

届出者(製造者) 住所又は所在地
氏名又は名称

消費者庁長官 殿

東北地方太平洋沖地震に伴う製造所固有記号の暫定使用届
(食品衛生法施行規則第21条第10項関係)

食品衛生法施行規則第21条第10項の規定により届出をしていた製造所固有の記号について、東北地方太平洋沖地震に伴い、平成23年4月30日までに製造する食品(添加物)につき、以下のとおり他の製造所に暫定的に使用したいので、お届けいたします。

固有の記号	製造所の所在地及び名称	食品の分類名
	(当初届出の製造所)	
	(暫定使用する製造所)	

届出先:消費者庁食品表示課宛 FAX番号:03-3507-9292

※届出を受理した旨、当方より電話又はFAXで折り返しご連絡します。

届出者連絡先:TEL

FAX

氏名

(日本工業規格A列4番)

このほか、「食品等の輸送に係る緊急通行車両確認標章の交付」について、農林水産省総合食料局長名で次の文書が発信されている。

22 総合第 1723 号
平成 23 年 3 月 15 日

日本缶詰協会会長等関係団体宛

農林水産省総合食料局長

「東北太平洋沖地震」に伴う食料品等の輸送に係る緊急通行車両確認標章の交付について

(略)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に対しましては、発生直後から、被災地に対する食料等の供給に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

併せて、被災された貴団体の会員企業及び従業員の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。自らも被災者となり大変なご苦勞にある中、地域住民の生命・健康の確保を最優先する観点から、地域のライフラインとして、食糧供給にご尽力いただいている会員企業に対し、深く敬意を表する次第であります。

さて、現在、政府におきましては、内閣総理大臣を本部長とする緊急対策会議を設置し、被災地に対する支援をはじめとする対応に全力を尽くしているところであります。このような中、被災地への食料品・生活用品の輸送を円滑になされるためには、支援物資のみならず、地域の食品関係企業の皆様の営業が極めて重要であります。

このためさる3月13日に警察庁は、警視庁及び各都道府県本部に対して、食料品・生活用品を輸送する車両確認標章を交付するよう通知したところでありますが、状況の変化に伴い、下記の通り、本日3月15日に当該標章の交付対象車両の拡大について通知がなされております。

貴団体の会員企業におかれましては、被災地への応急食糧支援のご協力のみならず、被災地における食料品等を取り扱っている店舗の継続的な営業のため、被災地以外の各地から被災地に向けた食料品等輸送に取り組んでいるところでありますが、このことを貴団体の会員企業に周知いただき、なお一層の食料品の円滑な輸送に資していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象車両

以下の要件をすべて満たす貨物自動車

- 広く販売・配布される食料品・生活用品(燃料を含む。)を輸送するもの(現に積載しているものに限る)
- 企業が使用するもの
- 目的地が福島県・新潟県以北(福島県・新潟県を含む。)のもの*

*缶詰協会注:北海道から東北地区を経由して関東地区にはいる車両も対象

2. 緊急車両確認標章の交付場所

警察署を原則とする。

3. 緊急通行車両確認標章の有効期間

1ヶ月

また、被災地への食料支援について、内閣府、農林水産省などから次のような拋出の呼びかけがなされている。日本缶詰協会は会員企業に呼びかけ、その協力により被災地への食料支援を実施している。

実施協力企業、支援物資名などは農林水産省のホームページで確かめられる。http://www.maff.go.jp/j/press/soushoku/seisui/110321_1.html

22総合第1710号

平成23年3月11日

日本缶詰協会会長等団体の長あて

農林水産省総合食料局長

「東北地方太平洋沖地震」に伴う食料確保について

日頃、食料行政につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日発生した東北地方太平洋沖地震については、政府におきまして緊急災害対策本部を設置し、対応を行っているところですが、被災地では、現在、被災者に対する食料の十分な供給が困難な状況となっております。

このため、被災自治体からの要請に応じ、被災地に対する食料等の供給につき、特段のご配慮を賜りますよう、ご協力をお願いいたします。